

## 消費者契約における仲裁条項について

東北大学教授 河上 正二

- 1 消費者契約における仲裁合意の可否
  - 2 「仲裁条項」のメリットとデメリット
    - ・消費者の法的権利保護の制限？
    - ・裁判外の紛争処理への期待
  - 3 約款中に含まれた「仲裁条項」の有効性をどう考えるべきか
    - \* 拳証責任の転換条項、専属的裁判管轄条項、仲裁条項との連続性
  - 4 「個別合意」としての仲裁合意の可能性
    - ・実質的な「合意」といえるための環境確保と「合意」成立の要件
    - ・「重要事項の説明」ならびに「契約書とは別個の書面による署名・捺印」の要求
  - 5 仲裁合意成立の手続的要件のみで充分か？
    - ・仲裁の実質（公正な紛争解決の手続・判断基準・機能）を吟味するチャンスを司法の手に残しておく必要はないか？
  - 6 段階的措置
    - ・適切な仲裁機関の整備や、顧客・事業者の仲裁に対する意識が成熟するまでの間、現時点では段階的な措置を考える必要はないか。
- 第1【仲裁合意の成立要件の厳格化】
- 第2【仲裁合意に関する撤回権の付与】
- 第3【一方的な仲裁条項の公序良俗違反性など】
- 7 消費者契約法と、「仲裁合意」